



出雲地区合併協議会

合併だより

Vol.4



湖西斎場（平田市国富町・平成16年10月完成予定）
【平田市・斐川町火葬場組合】



消防本部・出雲消防署本署（出雲市波橋町）
【出雲市外4町広域消防組合】



出雲環境センター（出雲市西園町）
【出雲市外6市町広域事務組合】



出雲休日診療所（出雲市今市町）
【出雲市外6市町広域事務組合】



出雲消防署西部分署（多伎町大字久村）
【出雲市外4町広域消防組合】



出雲消防署南部分署（佐田町大字反辺）
【出雲市外4町広域消防組合】



出雲エネルギーセンター（出雲市芦渡町）
【出雲市外6市町広域事務組合】

一部事務組合の取扱いを決定

2市4町は、斐川町と一部事務組合を組織して、効率的な事務の共同処理を実施しています。

この一部事務組合の取扱いについて、2市5町合併協議会の解散の後、2市4町は斐川町と協議を続けてきましたが、このたび斐川町が、一部事務組合を解散する方向で了承されたことから、6月25日の第7回協議会において、2市4町と斐川町で構成する一部事務組合は解散し、新市が2市4町に係る業務を引き継ぐことを決定しました。

今後は、写真（表紙に掲載）の施設も含めた財産の取扱い等について、継続して斐川町と協議していくこととなります。

※2市4町と斐川町で構成する一部事務組合
出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合、平田市・斐川町火葬場組合

CONTENTS (目次)

第6回・第7回合併協議会を開催	
● 議会議員の定数及び任期の取扱い	2
● 保育料の取扱い	3
● 地方税の取扱い、窓口証明手数料の取扱い	3
● 上下水道関係の取扱い	3
● その他の決定(議案)事項	4
市町村合併講演会を開催	9
合併協定項目と協議状況	10
事務局からのお知らせ	10

発行／出雲地区合併協議会 編集／出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話:0853-23-1008 FAX:0853-23-1036
URL:http://www.izumo-gappei.jp E-mail:info@izumo-gappei.jp

第6回・第7回合併協議会を開催



平成16年6月10日(木)に第6回協議会をラピタウェディングパレスで、6月25日(金)に第7回協議会を出雲交流会館で開催しました。

会議では、議会議員の定数及び任期の取り扱いが決定となった他、地方税や保育料をはじめとする住民負担に関わる取り扱いが決定されました。

7月の協議会では、新市建設計画を含む残された協定項目の調整を終え、合併協議の中間とりまとめを行い、その全体を住民のみなさまにお示しする予定としています。



議会議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数は34人

総務・企画小委員会では、合併による経費削減効果を発揮できるように、合併特例法上の特例は使わず、議員定数を法定上限数の34人とすることは早い段階でまとまりました。しかし、選挙区を設置するかどうかについては協議がまとまらず、6月11日の小委員会において、正副委員長と共通委員にとりまとめを一任しました。その結果、小委員会での大勢の意見であった「選挙区なし、定数は34人」とする調整方針を、小委員会全委員の了解を得て第7回協議会に提案し、決定となりました。

なお、新市の議会議員の選挙は、合併後50日以内に実施されます。



[別表]

保育料徴収金額表

(単位：円)

階層区分	階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	第1	0	0
前年度市町村民税の区分が、右の区分に該当する世帯 (第1階層及び第5～14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯 (均等割のみ)	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯 (所得割あり)	18,000	13,000
第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	47,000	36,000
	408,000円以上	49,000	38,000
	母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層	0
第3階層		15,000	10,000
第4階層		17,000	12,000

保育料の取扱い

保育料は、平成16年度は現行のとおり。
平成17年度から別表のとおりになります。

なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減措置があります。

●同一世帯から2人以上が同時に入所している場合

最も年齢の高い児童は全額負担となりますが、次に年齢の高い児童は、2分の1免除となります。

これ以外の児童は、全額免除となります。

●第3子以降の児童が入所している場合

別表の第2階層から第7階層に属する場合には、3分の2免除となります。
第8階層から第14階層に属する場合には2分の1免除となります。

上下水道関係の取扱い

上水道料金は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に新統一料金を設定し、合併後の新しい水道料金審議会に諮って決定します。

簡易水道料金は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に、上水道料金と同一にするよう調整します。

公共下水道使用料は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、新料金制度を決定するよう調整します。

農（漁）業集落排水使用料は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整します。

地方税の取扱い、窓口証明手数料の取扱い



都市計画税は、現在の出雲市の都市計画区域用途地域内の土地及び家屋について、新市においても引き続き0.1%を適用

その他の市町への導入の是非については、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討します。

市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から1件について200円

所得証明書、納税証明書などは、1件200円となります。

窓口手数料のうち、2市4町で差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一

住民票の写し、印鑑登録証明書は、1通200円になります。

その他の決定(議案)事項

第6回協議会での決定(議案)事項

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は、40人とする。
 - 2 農業委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 平田市を区域とする選挙区
 - (2) 佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
 - (3) 出雲市及び大社町を区域とする選挙区
 ただし、出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つため、複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。
 - 3 前記1及び2にかかわらず、合併時においては、平成17年9月21日まで在任特例を適用し、合併後も引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する委員の定数は、80人とする。
- その場合の各市町の農業委員会ごとの人数は、出雲市26人、平田市

16人、佐田町13人、多伎町6人、湖陵町6人、大社町13人とする。



各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い

〔福祉・教育小委員会付託案件〕

- 1 窓口手数料
 - 2 市4町で差異のない手数料は、現行のとおりとする。
- ただし、「住民票の閲覧」の単位は、

1人1件とし、「身分証明(破産者、成年被後見人等)」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。

2 窓口サービスのあり方

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。



各種事務事業(保健事業関係)の取扱い

〔福祉・教育小委員会付託案件〕

- 1 各種予防接種

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。

ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。



2 予防接種手帳

当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。

3 予防接種被害調査委員会

現行のとおり新市に引き継ぐ。

4 乳幼児等医療費助成制度

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。

5 福祉医療費助成制度

大社町の例により、合併時までに調整する。

6 健康増進施設事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営については、新市において検討する。

施設利用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 基本健康診査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。

*検査負担金

医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

個別健診・集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。

8 肝炎ウイルス検査

40歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B+C型、B型、C型の選択形式により実施する。

39歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいてC型のみを実施する。

*検査負担金

無料とする。

*委託料

新市において統一する。

9 骨粗しょう症検査

集団検査により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。

*検査負担金

無料とする。

10 歯周疾患検査

個別検査を原則とするが、地域の実情に応じて集団検査も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

*検査負担金

個別検査は医療機関への委託料の1割を負担することとし、集団検査は無料とする。

いずれの場合も、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

新市において統一する。

11 胃がん検診

*X線検査

集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。

*血液検査

個別検診で40歳以上の者を対象にモデル事業として実施し、可能な限り多くの方が受診できるように調整する。

*検診負担金

X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

新市において統一する。



12 肺がん検診

集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。

*検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

新市において統一する。

13 乳がん検診

*触診

集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。

*X線検査

個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。

*検診負担金

触診については無料、X線検査については医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

新市において統一する。

14 子宮がん検診

個別検診を原則とするが、地域の实情に応じて集団検診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

*検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

新市において統一する。

15 大腸がん検診

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

*検診負担金

郵送料(申し込み葉書代50円)の

みの負担とする。

*委託料

新市において統一する。



16 前立腺がん検診

集団健診、個別健診の併用により、50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

*検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。

17 人間ドック

個別健診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に実施することとし、可能な限り多くの方が受診できるように調整する。

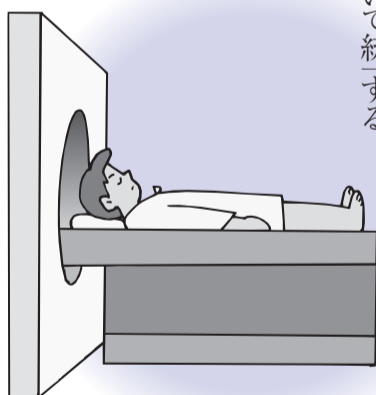
医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

*負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

同一項目のものについては新市において統一する。



18 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち40歳から69歳までの年齢の者を対象に実施することとし、可能な限り多くの方が受診できるように調整する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

*負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

同一項目のものについては新市において統一する。

